

事 務 連 絡
令和3年12月24日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

新たな経済対策による給付金等の差押えに係る取扱いについて

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、「子育て世帯への臨時特別給付金」などの給付金等が支給されることとされています。このほか、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、事業者への支援及び生活・暮らしへの支援等のために給付・交付される各種の給付金及び助成金等（上記「子育て世帯への臨時特別給付金」などの給付金等も含め、以下「給付金等」という。）の給付・交付措置が講じられているところです。

地方税の滞納整理に当たっては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めるようお願いしているところですが、これらの給付金等については、法令上、差押えが禁止されていないものであっても、その給付・交付の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。また、当該給付金等が預貯金口座に振り込まれたことにより生じた預貯金債権に対する差押えに当たっても、実質的に給付金等自体の差押えと同視される場合においては、その給付・交付の趣旨を踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課

担当：金谷係長、川原事務官

電 話：03-5253-5658